

答 申

第1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった公文書のうち、平成14年4月1日以後に作成し、又は取得したものについて、次の部分を開示することが妥当である。

- (1) 現金出納簿において非開示とした部分のうち、
 - 各月ごとの捜査費及び捜査報償費の受入に係る「月日」欄・「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄
 - 月計及び累計に係る「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄
 - 月計額・累計額を確認する警察職員の印影
- (2) 捜査費支出証拠書中の捜査費総括表において非開示とした部分の全部
- (3) 捜査費支出証拠書中の捜査費支出伺において非開示とした部分のうち、
 - 捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」
 - 「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影
- (4) 捜査費支出証拠書中の支払精算書において非開示とした部分のうち、
 - 支払精算書の宛名となる警察職員の職名
 - 「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影
- (5) 捜査費支出証拠書中の捜査費交付書兼支払精算書において非開示とした部分のうち、
 - 捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名
 - 「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影
- (6) 捜査費支出証拠書中の支払伝票において非開示とした部分のうち、支払伝票の作成者である捜査員の「所属名」
- (7) 捜査費支出証拠書中の立替払報告書において非開示とした部分のうち、
 - 立替払報告書の宛名となる警察職員の職名
 - 「(中間)取扱者確認印」欄の印影

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成16年4月7日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「1998年度～2003年度に警察本部捜査第一課、捜査第二課及び鑑識課並びに八尾警察署及び井波警察署で支出した捜査費（国費）及

び捜査報償費（県費）の予算と支出に関する文書並びに個別執行に係る証拠書類（捜査費支出伺、支払精算書及び領収書等）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成16年5月21日、実施機関は本件開示請求に対し、平成14年4月1日前に作成し、又は取得した公文書については、条例附則第2項第2号の規定により、開示請求の対象外であるとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を、また、平成14年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書については、捜査第一課、捜査第二課、八尾警察署及び井波警察署に係るものについて別紙1のとおりそれぞれ公文書を特定した上で部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、鑑識課に係るものについては、公文書を作成し、又は取得していないことを理由として非開示決定処分（不存在）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。
- (2) 平成16年6月7日、審査請求人は、本件処分及び本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、富山県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。
- (3) 平成16年7月12日、諮問実施機関は、本件処分及び本件処分に係る審査請求について、条例第19条の規定により、富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の理由

「審査請求書」、「非開示理由説明書に対する意見書」及び意見陳述において、審査請求人が主張している審査請求の理由は、概ね別紙2のとおりである。

第4 実施機関の主張

「非開示理由説明書」及び意見陳述において、実施機関が主張している非開示の理由は、概ね別紙3のとおりである。

第5 審査会の判断

1 捜査費について

本件開示請求の対象となっている公文書は、捜査費に係る支出関係書類であるが、本審査会では実施機関の説明及び実施機関から提供を受けた資料により捜査費について次のとおり確認した。

(1) 捜査費の概要

捜査費とは、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急を要し又は秘密を要するため、通常の支出手続（口座振込など）を経ている警察活動上支障を来す場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものである。

(2) 支出元及び用途による区分

捜査費には、国庫が支弁する「国費捜査費」と、都道府県が支弁する「都道府県費捜査費（捜査報償費）」とがあり、このうち、「国費捜査費」の内容については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条に規定されている。

また、捜査費は用途によっても区分されており、捜査員が日常の捜査活動(情報収集、聞き込み、張り込み、尾行等)において使用する少額(1件当たり3,000円程度までのもの)で多頻度にわたる経費を「捜査諸雑費」、それ以外の経費を「一般捜査費」として取り扱っており、それぞれ執行の手続きが異なっている。

(3) 捜査費執行の手続き

(一般捜査費の場合)

一般捜査費は、捜査員が執行する必要がある都度、取扱補助者(県警察本部にあっては次席等、警察署にあっては次長等)に対して捜査費の交付の申請を行い、取扱補助者は、「捜査費支出伺」を作成して取扱者(県警察本部にあっては課長、警察署にあっては署長)の決裁を受け、「現金出納簿」に記帳するとともに現金を捜査員に交付する。現金の交付を受けた捜査員は捜査費を執行した後、「支払精算書」(立替払いを行った場合には「立替払報告書」)を作成し、領収書等を添付して取扱補助者に提出して、決裁を受け支払精算を行うこととされている。

(捜査諸雑費の場合)

捜査諸雑費は、中間交付者(県警察本部にあっては課長補佐、警察署にあっては課長)が月初めに当該中間交付者が管理する捜査員が必要とする経費相当分を、取扱補助者に対して交付の申請を行うこととされている。取扱補助者は、「捜査費支出伺」を作成して取扱者の決裁を受け、現金出納簿に記帳するとともに現金を中間交付者に交付し、現金の交付を受けた中間交付者は「捜査費交付書兼支払精算書」を作成して現金を捜査員に交付することとされている。中間交付者から現金の交付を受けた捜査員は、現金を支払った都度「支払伝票」を作成し、領収書等を添付して、中間交付者に対して支払報告を行うとともに、月末に交付を受けた現金の残額を中間交付者に返納することとされている。中間交付者は、月末に支払精算のため「捜査費交付書兼支払精算書」に追加記載をし、捜査員が作成した「支払伝票」を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受け、支払精算を行うこととされている。

2 本件公文書について

本審査会では、インカメラ審理を行うため、実施機関に特定の所属における特定の月の対象公文書(既に実施機関の決定で開示されている返納証拠書を除く。)の提出を求め、実際に見分した結果、次のとおり公文書の内容を確認した。

(1) 現金出納簿

各所属における捜査費の出納状況について、その明細を明らかにするために作成されている帳簿であり、「月日」欄には収入及び支払の月日が、「摘要」欄には具体的な事件名、捜査員の官職・氏名等が、「収入金額」欄には、受入金額及びその月計額・累計額が、「支払金額」欄には、個別の支払額及びその月計額・累計額が、「差引残高」欄には、入出金前後の差引残高及びその

月計額・累計額が記載されている。また、各月ごとに月計額・累計額を確認する警察職員の印影が記載されている。

(2) 捜査費支出証拠書

ア 捜査費総括表

各月ごとの捜査費の経理状況がまとめられており、「取扱者」の職名、氏名及び印影、「前月より繰越額」、「本月受入額」、「本月支払額」、「残額」、「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()」及び「本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額()又は追給額」が記載されている。

イ 捜査費支出伺

取扱補助者が捜査員（一般捜査費の場合）や中間交付者（捜査諸雑費の場合）からの捜査費の交付申請に基づき作成する書類であり、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影、伺の「年月日」、支出する「金額」、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」、「官職」及び「氏名」並びに「支出事由」及び「交付年月日」が記載されている。

ウ 支払精算書（一般捜査費の支出の際に作成）

捜査費を受領した捜査員が自ら執行した捜査費の精算をするために取扱者や取扱補助者に提出する書類であり、作成の「年月日」、支払精算書の宛名となる警察職員の職名、捜査員の「官職」、「氏名」及び印影、概算金額の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足()額」、支払額内訳としての「支払年月日、支払事由及び金額」、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影、「返納、不足の別」とこれに対応する「返納、支出の別」、「返納額又は不足額について、返納額を返納し、又は不足額を領収した年月日」、「領収印」欄の印影及び領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の職名、氏名及び印影が記載されている。

エ 捜査費交付書兼支払精算書（捜査諸雑費の支出の際に作成）

イの捜査費支出伺の決裁後、一旦中間交付者に捜査費が交付され、さらに中間交付者から各捜査員へ現金が交付される際に、また、月末に中間交付者が各捜査員から報告された捜査費の支払報告に基づき精算する際に作成される書類であり、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影、作成の「年月日」、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名、中間交付者の「官職」、「氏名」及び印影、概算金額を受領した年月日、「既受取額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」、各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」及

び「交付者氏名」、各捜査員ごとの「交付額」、「支払額」及び「返納額」並びに「確認印」欄の印影が記載されている。

オ 捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての支払伝票（捜査諸雑費の支出の際に作成）

月末に各捜査員が中間交付者へ支払報告を行う際に作成される書類であり、作成の「年月日」、支払伝票の作成者である捜査員の「所属」、捜査員の「官職」及び「氏名」、「支払年月日」、「金額」、「支払先」並びに「支払事由」が記載されている。

カ 立替払報告書（一般捜査費の支出の際に作成）

交付された捜査費に不足が生じ、捜査員が一時的に立て替えた場合にその旨を報告するために作成される書類であり、作成の「年月日」、立替払報告書の宛名となる警察職員の職名、報告者である捜査員の「階級」、「氏名」及び印影、立て替えた金額、「支払年月日」、「債主名」、「支払事由」、「備考」並びに（中間）取扱者確認の「年月日」、「確認印」欄の印影が記載されている。

キ 領収書

捜査員が実際に捜査費を支出したことを証明する書類として、上記オの支払伝票のほか、支払精算書及び立替払報告書に添付されるものである。

領収書には、「領収年月日」、「使途」、「受領金額」、「受領者の住所、氏名及び印影」等が記載されている。

3 審議に当たったの考え方

昨今、全国各地において警察の捜査費等の不適正執行をめぐる問題が表面化し、大きく報道されており、国民の関心も高まっている。都道府県警察本部によっては、会計書類や領収書を偽造し、架空の捜査協力者に謝礼を支払ったように装い捜査費等を不適正に執行していたなどと報道されているところもある。このため、本審査会が本件の審議を行うに当たっては、本件開示請求の対象となっている公文書に記録されている情報が真正なものであるかどうかを確認したうえで、判断すべきとの意見もあった。

しかし、本審査会の役割は、公文書に記録されている情報の真偽を審議するというものではなく、あくまで条例の規定に基づき、実施機関の行った開示決定等の妥当性について判断することである。本審査会は、こうした考えのもと、本件開示請求に対応する公文書に記録されている情報についての真偽を判断することなく、開示決定等の妥当性について審議を行った。

以下、条例の各規定に照らし、実施機関の判断の妥当性について検討する。

4 条例附則第2項該当性について

条例附則第2項は、「次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章の規定は、適用しない」と定め、さらに同項第2号には、対象となる公文書の一つとして「施行日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書」と定めている。

よって、本件開示請求に対応する公文書のうち、平成14年4月1日前に作成し、又は取得されたものについては、同号に該当することは明らかであるから、実施機関が条例第2章（公文書の開示）及び第3章（不服申立て等）の規定が適用されないとして非開示とした決定（本件処分）は妥当である。

5 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として定め、これらの情報が記載されている公文書については、公文書の開示の原則の例外とする旨定めている。

同号の規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるため、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、すなわち、「相当の理由」があるか否かについて審理・判断するという趣旨である。

よって、以下本件開示請求に対応する公文書のうち、本件処分において実施機関が非開示とした情報が同号に該当するか検討する。

（1）現金出納簿

現金出納簿に記載されている情報のうち、「月日」欄の月日、「摘要」欄の記載内容、「収入金額」欄の個別の受入金額、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなど

の対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるといえることができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

しかし、各月ごとの捜査費及び捜査報償費の受入に係る「月日」欄・「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄並びに月計及び累計に係る「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄は、開示すると月ごとの捜査費等の執行状況が明らかとなり、当該課署の捜査活動の活発さがある程度推測されるとは考えられるが、月ごとの捜査費等の執行状況が明らかになるからといって、直ちに捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいえない。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

また、月計額・累計額を確認する警察職員の印影は、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、「月日」欄の月、「摘要」欄の記載（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）、捜査員の官職、「収入金額」欄の個別の受入金額、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高については、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

（２）捜査費支出証拠書

ア 捜査費総括表

捜査費総括表に記載されている情報は、当該課署の捜査活動の活発さをある程度反映しているものと考えられるが、これらを開示しても捜査の進展状況が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいえない。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、条例第7条第4号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

イ 捜査費支出伺

捜査費支出伺に記載されている情報のうち、伺の「年月日」、支出する「金額」、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「官職」及び「氏名」、「支出事由」、「交付年月日」については、これらを開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者等のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

しかし、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」については、これのみが開示されても、特定所属の捜査活動の活発さや進展状況の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪の捜査等に支障が生じるおそれがあるとはいいがたい。「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。

また、これらの情報を公にすると、捜査費支出伺の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さをある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいいがたい。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、伺の「年月日」の年月、支出する「金額」、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「官職」、「支出事由」欄（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）、「交付年月日」の年月は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

ウ 支払精算書

支払精算書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、捜査員の「官職」、「氏名」

及び印影、概算金額の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足()額」、支払額内訳としての「支払年月日、支払事由及び金額」、「返納」額又は「不足」額の別とこれに対応する「返納」又は「支出」の別、「返納額」又は「不足額」について、返納額を「返納」し、又は不足額を「領収」した「年月日」及び「領収印」欄の印影は、これらを開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者等のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めすることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めすることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

また、領収書を徴することができなかつた理由欄にその理由を確認した取扱者の職名、氏名及び印影が記載されているが、領収書を徴することができたか否かという情報自体が、情報提供者、捜査協力者等の特定につながる可能性のある情報であると認めすることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、同号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

しかし、支払精算書の宛名となる警察職員の職名並びに「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

また、これらの情報を公にすると、支払精算書の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さのある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいえない。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、捜査員の「官職」、概算金額の受領年月日の年月、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足()額」、支払額内訳としての「支払年月日」の年月、「支払事由」(具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。)及び「金額」、「返納」額又は「不足」額の別とこれに対応する「返納」

又は「支出」の別、「返納額」又は「不足額」について、返納額を「返納」し、又は不足額を「領収」した「年月日」の年月及び領収書を徴することができなかつた理由欄のその理由を確認した取扱者の職名、氏名及び印影は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、中間交付者の「官職」、「氏名」及び印影、概算金額を受領した年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」、各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」及び「氏名」、各捜査員ごとの「交付額」、「支払額」、「返納額」及び「確認印」欄の印影については、個別の支出内容を明らかにしているものではない。しかし、これらを開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者等のみを知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められることには相当の理由があるといえることができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

しかし、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名並びに「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはまではいいがたい。

また、これらの情報を公にすると、捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さをある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいいがたい。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するといふことはできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、中間交付者の「官職」、概算金額を受領した年月日の年月、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」、各捜査員への

「交付年月日」の年月、各捜査員の「官職」、各捜査員ごとの「交付額」、「支払額」、「返納額」は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

オ 捜査費交付書兼支払精算書の添付資料としての支払伝票

支払伝票に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、捜査員の「官職」及び「氏名」、「支払年月日」、「金額」、「支払先」及び「支払事由」は、これらを開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者等のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示としたことは妥当である。

しかし、捜査員の「所属名」については、これを開示したからといって犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。

また、これらの情報を公にすると、支払伝票の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さのある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいいがたい。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、捜査員の「官職」、「支払年月日」の年月、「金額」及び「支払事由」（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

カ 立替払報告書

立替払報告書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、報告者である捜査員の「階級」、「氏名」及び印影、立て替えた金額、「支払年月日」、「債主名」、「支払事由」、「備考」及び（中間）取扱者確認の「年月日」については、これらを開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者等のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるといえることができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

しかし、立替払報告書の宛名となる警察職員の職名及び「（中間）取扱者確認印」欄の印影については、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

また、これらの情報を公にすると、立替払報告書の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さをある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいえない。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するといえることはできないから、これらを開示すべきである。

なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、報告者である捜査員の「階級」、立て替えた金額、「支払年月日」の年月、「支払事由」（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）、「備考」及び（中間）取扱者確認の「年月日」の年月は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

キ 支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書及び立替払報告書の添付書類としての領収書

領収書に記載されている情報は、個別の捜査活動に関する情報であるとともに、情報提供者に関する情報を含むものである。

個別の捜査活動に関する情報を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が

これらの情報を入手すると事件関係者等のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

また、情報提供者に関する情報は、警察に対する情報提供等の捜査協力には大きな危険を伴うものであるため、その秘密は最大限に守らなければならないものである。仮にこの秘密が守られなかった場合には、捜査協力者の保護に欠けるのみならず、当該事件及び以後に発生する案件の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できる。

よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

なお、審議の過程において、使途欄（具体的な事件名が記載されているものを除く。）、領収の「年月日」の年月、領収額は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であったので付記する。

6 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、一定の例外を除いて「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非開示情報とする旨規定するとともに、その例外として、同号アは「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除く旨定めている。本件開示請求に対応する公文書のうち、本件処分に係る現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び立替払報告書に記載されている捜査員の氏名は、人事異動の際に報道機関等を通じて公にされる情報ではなく、一般に公表されている職員録にも記載されていない情報であり、同号アに該当しないものと認められる。

また、同号ウは「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある

る場合にあつては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報から除く旨定め、これを受けた富山県情報公開条例施行規則(平成14年富山県規則第6号)第3条は、氏名を開示しない職として「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職」を定めている。現金出納簿等に記載された捜査員の氏名は、警部補相当職以下の警察職員のものであるから、同号ウに該当しないものと認められる。

よって、警部補相当職以下の捜査員の氏名は、条例第7条第2号ア及びウのいずれにも該当しないから、同号本文に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当である。

しかし、捜査費支出伺の捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、支払精算書の宛名となる警察職員の職名及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、立替払報告書の宛名となる警察職員の職名及び「(中間)取扱者確認印」欄の印影については、警部以上の警察職員のものであり、かつ、それらの職務の遂行にかかるものであるから、同号ウに該当するものと認められる。よって、個人に関する情報として非開示とはされないものであることから、これらを開示すべきである。

本件開示請求に対応する公文書のうち、領収書等に記載されている捜査協力者等の住所及び氏名については、個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるものであると認められることから、同号本文に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は警部補以下の職員の氏名を開示しないことは、公務員の職務に関する情報が記録された公文書は開示されるべきとする最高裁判所判決(平成15年11月21日判決。平成12年(行ヒ)第334号)に反するものである旨主張するが、当該判決は、改正前の富山県情報公開条例(昭和61年富山県条例第51号)第10条第2号において非開示とすることができる「特定の個人が識別され得る」情報の解釈について判断したものである。現行条例では、公務員の職務遂行に関する情報は原則として開示することとしているが、一定の公務員が有する職務権限や職務内容等により、その氏名を公にすると当該公務員が負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされるなど、当該公務員個人の権利利益が不当に害されるおそれがあり、その結果、職務の円滑な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるようなときは、当該公務員の氏名は非開示とすることとしている。こうした考えのもと、規則において警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員及びこれに相当する警察の職員の氏名は非開示とされているものである。

7 少数意見

答申に当たって、条例第7条第4号に規定する公共の安全等情報に該当するとして実施機関が非開示とした部分については、概ね実施機関の第一次判断の妥当性を認めるべきであるとの立場から、

次のような意見があったので付記する。

(1) 意見 1

条例第 7 条第 4 号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示をしないと規定している。「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するとの趣旨である。このため、審査会として実施機関の判断に明白な誤りがある場合を除いては、実施機関の判断を尊重すべきである。本件の場合、実施機関の判断には明白な誤りがあるとまではいいきれないので、実施機関の第一次判断を尊重すべきである。

(2) 意見 2

実施機関が、条例第 7 条第 4 号に規定する公共の安全等情報に該当するとして非開示とした部分のうち、捜査員等の「所属」や「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影（現金出納簿中の警察職員の印影を含む。）以外の部分は、「いずれも個別具体的な捜査活動の実態を示す記載であるので、これらの情報が単独又は複数で公にされれば、捜査活動の対象とされている者やその関係者が、自らの行動状況等と照らし合わせるなどして、当該捜査費等が協力者への謝金あるいは捜査活動の実費として使用されたことを推認されるおそれがあり、当該協力者や捜査事項等を特定されるおそれがある」旨の実施機関の第一次的判断を是認すべきものとする。

条例第 7 条は、原則公開の例外となる非開示情報について、第 1 号から第 6 号まで規定しているが、公共の安全等情報に関する第 4 号の規定は、他の 5 つの号の規定とは異なる特殊性を示す文言となっている。すなわち、実施機関の第一次判断を尊重する趣旨を示し、その第一次的判断に「相当の理由がある」ことを要件とするという規定の仕方である。

したがって、裁判所のみならず本審査会も本号に関する原処分の当否を判断するときは、上記の本号の特殊性を認めた趣旨を考慮すべきものとする。

このような考え方によると、本件の場合、上記 で特定した部分以外の部分については、犯罪が増加している状況のなかで、実施機関の第一次判断に「相当の理由がない」と判断するに足る客観的に明白な資料ないし事情があるとは認め難い。

8 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1 実施機関が行った部分開示決定処分（原処分）の内容

公文書の件名	対象公文書の有無				開示をしない部分	開示をしない理由
	捜査第一課	捜査第二課	八尾警察署	井波警察署		
現金出納簿 ・平成14年度 ・平成15年度					<p>【部分開示】</p> <p>ページ数、年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄、取扱者交替検査の警部補相当職以下の職員の氏名及び印影が分かる部分。</p> <p>ただし、次のものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の「受入」及び日付が分かる部分 ・年度末の累計額及び返納額が分かる部分 	<p>【条例第7条第2号該当】</p> <p>開示しない部分に警部補相当職以下の職員の氏名及び印影が記載されている場合並びに領収書のうち個人の印影及び個人名が記載されている場合は、個人に関する情報であって、また、特定の個人を識別できる情報でもあるため。 ...非開示理由</p> <p>【条例第7条第4号該当】</p> <p>月別の執行額や執行件数を明らかにすると、その変動状況から捜査の進展状況等を推測することが可能となり、警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあるため。</p> <p>また、個別の執行内容を明らかにすると捜査手法が推察され、犯罪を企図する者において対抗措置を講じられるおそれがあるほか、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得ることができなくなる可能性があり、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため。 ...非開示理由</p>
捜査費総括表 ・平成14年度 ・平成15年度					<p>【部分開示】</p> <p>4月分の「前月より繰越額」欄、「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()」欄及び3月分の「残額」欄、「本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額()又は追給額」欄を除く部分</p>	上記非開示理由
捜査費支出伺 ・平成14年度 ・平成15年度					<p>【非開示】</p> <p>個別執行に係るもの全て</p>	上記非開示理由 及び

公文書の件名	対象公文書の有無				決定内容及び開示をしない部分	開示をしない理由
	捜査第一課	捜査第二課	八尾警察署	井波警察署		
支払精算書 ・平成14年度 ・平成15年度					【非開示】 個別執行に係るもの全て	上記非開示理由 及び
捜査費交付書兼 支払精算書 ・平成14年度 ・平成15年度					【非開示】 個別執行に係るもの全て	上記非開示理由 及び
立替払報告書 ・平成14年度 ・平成15年度		-	-	-	【非開示】 個別執行に係るもの全て	上記非開示理由 及び
領収書 ・平成14年度 ・平成15年度					【非開示】 個別執行に係るもの全て	上記非開示理由 及び
捜査費返納証拠書 ・平成14年度 ・平成15年度					【開示】	

ただし、捜査第二課の「捜査費支出伺」、「支払精算書」及び「領収書」のうち、次の部分は開示。

- ・平成14年度の捜査本部激励慰労費の支出に係るもの（出席者名簿のうち警部補以下の職員の氏名が分かる部分及び領収書のうち個人名が分かる部分を除く。）

別紙2 審査請求人の主な主張

- 1 本開示請求は、警察の裏金の存否を検討するために行ったものであるが、今回の実施機関の決定は、部分開示とはいっても実際にはほとんど開示されていないに等しいものであり、非開示部分の開示がないと意味がない。
- 2 警察へ捜査に係る情報を提供した人の立場からすれば、実名を公表されては困るということは当然だと思うので、すべてを開示してほしいというつもりはないが、氏名以外の情報については公開できる内容なのではないかと考えている。例えば、直接現金ではなく、物品等で謝礼を渡しているのであれば、物品等を購入した領収書については直接個人名も出てこないと思われるので、そのような情報まで非開示にする必要はないと考えている。
- 3 昨今、警察に絡んだ裏金の実態が全国的に明らかになってきている中で、こうした裏金疑惑は一部の県に限られたものではないという証言もあり、富山県においてこのような疑惑が全くないとはいえないと考えられる。
しかし、部分開示された年間の総支出額の開示内容だけでは、適正な手続きに基づき適正に支出されたか全く証明できていない。
- 4 平成15年度における富山県警の捜査費の支出は、平成14年度に比べて半減している。犯罪が減少したとか、捜査の対象が減少したから捜査費が半減したという理由であれば理解できるが、県民から見ればこれまで余計に使っていたのではないかと思わざるを得ず、こうした疑問に対して説明するためにも開示が必要であると考えます。
- 5 警部補以下の職員の氏名を非開示としたことは、公務員の職務に関する文書は開示されるべきとする平成15年1月17日の最高裁判決に反するものである。

別紙3 実施機関が主張している非開示の理由等

1 対象公文書ごとの非開示理由

(1) 「現金出納簿」

現金出納簿の非開示とした部分に記載されている情報は、月ごとの受入額や残額のほか、特定の事件名、当該事件を担当する警察官の官職・氏名、当該事件捜査に係る個別の交付額や返納額、執行年月日等であり、これらの情報は捜査等の活動に密接に関連し、当該所属における当該月の捜査活動等の実態そのものを反映しているものである。

これらの情報を公にすると、特定所属の個別執行情報や金額・件数の変動状況と、関連する報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することにより、特定の事件に関する捜査進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがあり、これらの情報は条例第7条第4号に該当する。

また、事件が終結している場合においても、月ごとの受入額や残額、特定の事件名、担当捜査員の官職・氏名、当該事件捜査に係る交付額等の個別情報を収集することにより当該所属の捜査状況・捜査手法等が推察され、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるおそれがあることから、同じく条例第7条第4号に該当する。

さらに、摘要欄に記載されている捜査員の官職・氏名を公にすると、捜査員あるいはその家族が被疑者等の事件関係者から報復を受けたり威迫されたりするなどのおそれがあることから、これらの情報は同じく条例第7条第4号に該当し、そのうち警部補以下の警察官の氏名については、条例第7条第2号にも該当する情報である。

(2) 「捜査費総括表」

「捜査費総括表」には、月ごとの繰越額、受入額、支払額、残額等が記載されており、前記(1)で述べたとおり、捜査等の活動に密接に関連し、当該所属における当該月の捜査活動等の実態そのものを反映した情報であることから、条例第7条第4号に該当するため、当該情報が記録された部分を非開示とした。

(3) 「捜査費支出伺」、「支払精算書(添付書類としての領収書を含む。)」、「捜査費交付書兼支払精算書(添付書類としての支払伝票及び領収書を含む。)」及び「立替払報告書(添付書類としての領収書を含む。)」(以下「個別執行に係る書類」という。)

ア 現に捜査が継続中である事件(関連事件の捜査、公判等が継続中のものも含む。以下「捜査中の事件」という。)に係る情報について

捜査費の個別執行に係る情報は、捜査活動を費用面から表しているものであり、個々の執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査の進展状況といった一連の各種捜査情報を反映する情報と捉えることができる。

捜査費支出証拠書のうち、これらの文書には、非開示決定の時点で、現に捜査中の事件に係る個別執行に係る情報を記録したものが含まれており、これらの情報を公にすれば、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図る可能性が高く、犯罪捜査等に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、このような情報は条例第7条第4号に該当する。

イ 捜査が終結している事件に係る個別執行情報について

捜査が終結している事件の個別執行に係る情報については、情報を公にしても、直ちに被疑者等の事件関係者が逃走等を図るおそれはないと認められる。

しかし、前記アのとおり、個別執行に係る情報を公にすることによって、警察がどのような事件に対してどのような捜査方針や捜査手法をとるのかなどといった分析が可能となる。

従って、犯罪形態がますます巧妙かつ潜在化する傾向にある中で、警察の捜査手法等が推察されることは、犯罪を企図する者が新たな犯行手段による犯罪を敢行するおそれが高まるなど、警察の捜査に多大の支障を及ぼすおそれがあることから、このような情報は条例第7条第4号に該当する。

ウ 情報提供者個人に係る情報について

個別執行に係る書類の中には、情報提供者等個人の氏名、住所、印影等及び捜査員の氏名、印影等が記録されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当する。

また、これらの情報を公にすると、情報提供者等本人やその家族等が報復的となったり、何らかの圧力、妨害及び危害を加えられたりすることが予想され、以後の協力を得ることが困難となり、さらに、将来警察が新たに協力を求める相手までも協力を躊躇したり、拒否したりする可能性が高まるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号にも該当する。

2 その他の主張

(1) 個別執行に係る書類の部分開示について

個別執行に係る書類については、これらを公にした場合、捜査の進展状況が推察されるおそれがあり、その一枚ごとに記録されている各事項が一体となって非開示情報を構成しているものと認識している。

条例第7条第4号では、非開示理由に該当する独立した一体的な情報をさらに細分化し、その一部を非開示とし、その余の部分にはもはや非開示情報に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも実施機関に義務づけているものではないと解されている。

したがって、個別執行に係る書類は、独立した一体の情報を記録した文書であり、その書類全体を非開示としたものである。

(2) 実施機関の第一次判断について

公共の安全と秩序の維持に関する情報の開示、非開示の判断に関しては、犯罪等に対する将来予測としての専門的かつ技術的判断を要する特殊性があることから、当該第一次的判断が合理性のある判断として許容される限度を超えるか否か、すなわち、当該処分が裁量権を逸脱又は濫用したと認められるか否かについて検討されるべきであり、実施機関としてはそのような事情は認められないものと認識している。

また、本件審査請求では、審査請求人から、「いわゆる裏金の存否を検討するために行ったもので、非開示部分の開示がないと意味がない。」との主張がなされているが、本県警察の捜査費の執行については、会計検査院の实地検査及び県監査委員事務局の監査を受けており、捜査費が適正に執行されているか否かは外部の機関により検証を受けている。

審査請求人が主張するように、本件公文書を公にして何人もその内容を確認できる状態にすることが適当であるとの考え方は、犯罪がますます巧妙かつ潜在化する傾向にある中で、本件公文書を公にすることにより、結果として県民の生命、身体、財産等の安全に対する脅威をもたらすことにつながり、県民に対して著しい不利益を及ぼすことになると考える。

(3) 警部補以下の職員の氏名を非開示としたことが最高裁判決に反するものであるとの主張について

審査請求人が主張している最高裁判決は、個人情報のうち公務員の職務遂行に係る情報の開示について規定されていなかった旧富山県情報公開条例(昭和61年富山県条例第51号)に関し、最高裁が開示・非開示の基準とする「私事」性の判断指針を示したものである。しかし、本件審査請求に係る処分は、公務員の職務遂行に係る情報の開示について規定された現行の富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条第2号(個人情報)及び第7条第4号(公共安全等情報)の規定に基づき、警察職員の氏名を非開示としたものであることから、審査請求人が本判決を引用して開示を求めることは不相当と考える。

別記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成16年 7月12日	諮問書を受理
平成16年10月15日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成16年11月12日	非開示理由説明書を受理
平成16年12月 2日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成17年 2月14日	審査請求人の意見書を受理
平成17年 2月28日 (第25回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・審査請求人から意見を聴取 ・審議
平成17年 5月13日 (第26回審査会)	審議
平成17年 6月22日 (第27回審査会)	審議
平成17年 7月26日 (第28回審査会)	審議
平成17年 8月26日 (第29回審査会)	審議
平成17年10月 5日 (第30回審査会)	審議
平成17年11月18日 (第31回審査会)	審議
平成17年12月21日 (第32回審査会)	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会副会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役	
民 谷 千鶴子	富山県婦人会副会長	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	

平成 17 年 3 月 31 日付けで河田委員が退任し、後任に荒木委員が就任した。

平成 17 年 4 月 18 日付けで民谷委員が退任し、後任に岩田委員が就任した。